明るい未来に向けて　業界はどう変わるべきか

新春インタビュー

制度改革・教育改革の年に

広報部

皆様には、よき新春を迎えられたことと謹んでお慶び申し上げます。

公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）は、柔道整復師業界のリーダーとしてその発展に全力を尽くしています。これまでの時代背景と業界の現状を鑑みると、先達が積み重ねてきた歴史を大切にして守るべきものを守り、時代のニーズに即した業界を構築しなければならない時期に来ています。このことを踏まえ、国民に一層信頼される業界づくりと発展のためには、業界はどう変わるべきか。工藤鉄男会長、萩原正和・松岡保両副会長、豊嶋良一総務部長、三橋裕之保険部長を迎え、そのための制度改革と教育改革を中心に語っていただきました。

聞き手：森川伸治広報部長

■より良い業界をつくるための構想について

森川部長：本日は公私ともにご多忙のところ、工藤会長をはじめ役員の皆様にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。昨年は画期的と思われる料金改定がありました。日整保険部を中心とした関係者の皆様に感謝申し上げます。

本日は業界の現状に則した制度改革や教育改革を中心にお伺いしますが、よろしくお願いいたします。

まず、国民から一層信頼される業界をつくるために柔整業界はどうあるべきか、そして業界を代表する日整はどうすべきか、といった今後の業界全体の舵取りをする上での展望というか、工藤会長の「構想」についてお話いただきたいと存じます。

◆現状と環境変化を正しく認識する

工藤会長：国民から信頼される、より良い業界を構築するための構想ということですが、それにはまず、いま柔整業界が置かれている現状とその背景にどのような問題があるのかを正しく認識しなければ、そこから先に見えてくる景色についても正しい方向性は見出せないと思います。

また、そこへの理解は日整執行部だけが持っていれば良いのではなく、組織の内外、他の業界の人たちにも広く共有していただくことで、成すべきことの意味とそこへの理解も得られるのではないかと感じています。

そこで、まずは何よりも柔整業界がいま未曾有の危機に直面している紛れもない実態を直視しなければなりません。更に、日本の社会保障制度についても、人口構造変化による経済的基盤の変化に加え、我が業界の収入減少も一切の妥協が許されない状況にまで至っており、正にあらゆる角度から柔整業界は変革が求められています。このことについては、既に皆さんもご存じのことと思います。

そうした中で、平成27年末の反社会的勢力による柔整療養費の不正受給問題が新聞やテレビ等で報道され、これまでにも増して社会的に柔道整復師に対する強い批判と変化が求められています。

その流れを受け、厚労省内に制度改革のために既に設置されていた「柔道整復療養費検討専門委員会」に加え、新たに「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」という教育改革のための検討の場が設けられたのです。そして、これらの委員会の設置は、業界の立場とその思いを社会に発信する場所を得たという意味において、とても大きな意義があったと考えています。

さて、現状把握のために少し歴史を振り返ってみます。柔整業界に大きな変革が求められたのは今回が初めてではありません。明治維新以降、政府が積極的に取り込んだ西洋近代化の流れが柔整業界に容赦なく吹きつけました。そして、科学的なデータや裏付けを持たない日本固有の伝統医療は、西洋医学を基にしていないという理由で一度は排除されてしまいます。その後、第二次大戦後の敗戦統治下でもGHQによって再び禁止されます。しかし、日本人の地域生活と文化の中にしっかりと根付いてきた柔道整復は戦勝国理論をも退けて、人びとから求められ「地域住民のため」という純日本的な位置付けと理由によって再度復活し、現在まで続く歴史があるのです。

つまり、この国の独自文化や生活とは異なる環境で生まれた西洋医療と科学的な裏付けだけでは、日本人の生活や伝統的な地域性と文化とを簡単に消し去ることはできないことの証左でもあったのだと思います。

しかしながら、他業界でも合理化が進められる中で、柔整業界においても、昭和63年には「組織・業界」よりも「個」を重視する個人主義の制度が認められてしまいました。そして、徐々に一子相伝で秘技・奥義を伝達する伝統手法から、誰にでも伝授可能な公平な環境をつくるという概念から学校教育が開かれるようになると、平成10年の福岡地裁判決では、規制緩和の名の下に設置基準さえ満たせば新規開校が許される流れができました。いまやその教育施設は100校を超え、我が業界内に利益最優先の風が吹き荒れ、問題化しているのが実情です。

森川部長：日本独特の地域に根ざした柔整業界の伝統と、経済理論を中心として進められる総額削減といった改革路線には、相容れない隔たりのようなものがあるようにも感じられるのですが…

工藤会長：確かにそのとおりです。

日本経済は、戦後の飛躍的な復興を足がかりに昭和期には発展を続けましたが、現在に至るまでにはバブル崩壊や長期不況という失敗を何度も繰り返し、やがて、「理」ではなく「利」に邁進する世界的な方向への大きな渦に呑み込まれてしまったようにも感じられます。

そして、資本主義経済を軸として発展をしてきた日本の経済至上主義思考は、民間企業が単純に利益追求を最優先させるといった姿勢だけに留まらず、今や行政においては「無駄の排除」という意味合いから、真の問題点の模索をすることもないままに減額すべき項目だけを決定し、その効果等を評価することより、ただコストダウンを図る等の方向性を見出すことを優先するに至っています。

開始から15年程の間に数倍にまで費用の伸びを示した介護分野においては､無資格者等を活用した「インフォーマルな社会資源の利用」が本来の意味とは異なり、医療系国家資格者の専門家としての正当な評価を下げて、その対価を減額させるための材料とされてしまう方向性さえもが見えてきているようにも思えます。

本来であれば、最初に示すべき軸となる日本にとっての本質部分を封印したままの議論、つまり、日本というこの国独自の環境や伝統、文化、生活を踏まえ、国民に何が求められているのかという本質が議論されることなく、ただ西洋合理主義を軸として、コストパフォーマンスだけで物事を評価しようとする現象が、現在の社会保障改革の根底で起こってしまっているのではないでしょうか。確かに国がさまざまな事業を進めていく上で、経済的な裏付けは重要になります。しかしながら、こうした経済至上主義の暴走は、もはや国民が真に望む改革の方向性とは軸がぶれ始めているのかもしれません。

工藤 鉄男 会長

我が柔整業界はその歴史を鑑みるほどに、地域に密着し、地域の人びとに求められ、この国の文化や「利他」という精神によって伝統として残ってきた業界です。いま国が社会保障の見直しをするに当たって、その一翼を担う柔道整復業界の制度改革においては、少なくとも我われだけは科学理論の裏付けや経済至上主義理論等だけに特化した議論ではなく、この国に定着した日常生活と文化を忘れてはなりません。更には、国民が医科だけではなく、なぜ我われ柔道整復を求め利用するのか、その実生活に基づいたニーズ等を考慮し、国民のための日本固有の伝統医療としての技能やその背景にあり続けてきた安価で安心な制度等を守り今後も国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復術の構築を目指して、更には喫緊の課題として「反社会的勢力によって柔道整復師の資格と療養費制度が悪用」されることが、二度と起こらない業界にするための議論を進めていく必要があると感じています。

そして、世界中に金融経済優先のグローバル化が吹き荒れ、この日本においても我われの目指す改革の路線を真っ直ぐに進むことが如何に困難な時代であろうとも、百折不撓（ひゃくせきふとう）の精神でそれを貫くことこそが、柔道整復業界自らが国民から信頼される業界を再構築するということだと確信しています。

そして、自らの利益拡大を目指すのではなく、柔道整復の資格や仕組みが悪用されてしまう可能性を排除するため、あえて自らに厳しい条件を設定する

方向での自助努力こそが、社会から、国民から正しい評価を導き出せることに繋がると信じています。

■料金改定について

森川部長：昨年の料金改定では、骨折・脱臼の整復固定等への処置について、過去に例のないプラス改定となったわけですが、この部分についてはどうですか。

◆真っ当な者が正しく評価されることの意義

工藤会長：はい。この部分は保険部が頑張ったところですので、三橋保険部長からも報告があると思います。確かに日整としては、真っ当な柔道整復師のために「療養費改定」での増額をアピールしたいという気持ちは当然あります。しかし、実は先ほど述べましたとおり、検討専門委員会では、当初より「中長期的な制度改革の結論が出るまではゼロ改定で結構」との姿勢を打ち出してきました。そうした覚悟がなければ、制度改革等について真っ直ぐな道が通せないと考えていたからです。

しかし、今回は医療費が僅かにプラス改定となった恩恵を受け、我われの思惑とは別次元の意味合いから医科の半分程度のプラス改定が財務省と厚労省との間で決定されました。かなりの増額改定のように見えますが、取り扱い数の少ない骨折・脱臼の部分を中心として改定率を反映させたことによって、そのような印象が強まったと思います。

しかし、結果的には柔道整復師という国家資格が、他の医療系の資格と一線を画し柔整療養費に受領委任が許される最大の理由として、【骨折・脱臼という比較的重傷の外傷に対して、初回処置は「医師の同意」を得る必要がない】という点を高く評価してもらうことに繋がったと思っています。これは、比較的軽傷の外傷処置について「慰安的対応」が懸念され不正との見極めを進めていこうという意味合いとも重なって、骨折・脱臼を正しく施術できる真っ当な柔道整復師が正しく評価されることの意義を具現化できたと感じています。

このように真っ当な施術に対して正しく評価がされ、骨折・脱臼の料金が高まれば、相乗効果として整復固定をしっかりしたいと考える柔道整復師が増加し、柔道整復師本来の強みがより強調できる方向へ進められます。そして、将来的には熟練世代が培ったそうした骨折の整復固定の伝統手技を若い世代にもきちんと伝え残すための特別な塾のようなものを構築することも将来的に考えています。

■施術管理者の要件強化について

森川部長：続いて、改革の大きな柱の一つとなる【施術管理者の要件強化】として、資格取得後に「３年間の実務経験」と「研修又は講習受講」を経なければ、受領委任を取り扱えない規則にすると、既に一般報道紙に掲載されましたが、いつから適用されるのでしょうか。

◆研修又は講習受講の義務化は“瓢箪（ひょうたん）から駒”？

工藤会長：施術管理者の要件強化として、「３年間の実務経験と研修又は講習受講」の義務付けをすることについては、検討専門委員会において、その必要性を何度も繰り返していますが、反対意見はこれまで一つとして出されることなく、既に承認されています。詳細については三橋保険部長から説明を聞いてほしいと思いますが、適用時期については、日整の要望と厚労省の回答との間には期間的な相違があり、現在も根気強く交渉を続けています。

そもそも、資格を取得してすぐに登録するだけで受領委任が使用できる現在の環境によって、悪意ある輩に利用され不正が発生してしまうことを踏まえれば、一刻も早く実施に踏み切るべきことは間違いありません。それこそが今回の制度改革の一番の意味合いとなるはずです。しかし、厚労省としては今年３月に決定させる予定の新しいルールを、翌月の４月からすぐに適用することについての不安があるようです。そして、周知徹底を図るための猶予期間等の設定、更には研修または講習の実施に向けた内容の決定やテキスト作成、実施組織の選定、認定等

に関する仕組みの詳細部分のつくり付けに約１年程度の準備期間を考えているようです。

しかし、「研修・講習」については、実務経験３年を先行実施させた期間中に、研修内容を決める等で十分な準備をすることが可能ですので、３年間の実務経験だけでも前倒しで実施させる方向で進めたいとの要望を出し続けています。

しかし、第８回の検討専門委員会の場で、法律を専門とする委員から「研修とセット」で考慮すべきとの意見が出されたことで、これまで柔整の『卒後臨床研修制度』が業界内の自主的なものであった位置付けから、この専門委員会での合意を基に、厚労省主導で進める確約が付けられたという意味合いが生じました。

施術管理者要件強化の開始のずれ込みと引き替えとして、「瓢箪から駒」的に柔整業界念願の卒後臨床研修制度が創られる方向性が見えてきたということです。

■国家試験改革について

森川部長：続いて、柔道整復師国家試験の改革として、柔道に関する問題を取り入れる案があるようですが、柔道の問題を入れることによって、どのような効果をお考えでしょうか。

◆柔道を通じ、利他の精神を定着させ、人を育てる

工藤会長：現在世界中に広まっている「柔道」は、武道としての「殺法」の部分を磨き発展させたものですが、そこには単なる競技としての勝ち負けや、ただ金メダルを獲ることに固執するような狭い意味合いを遙かに超越したものが本来はあるのです。

技の修得にあっては、人体の各部の構造を理解し、関節の可動範囲や方向、呼吸による力学的な作用、各部を構成する組織の強弱や役割等の違いを極めるものとしています。更に、相手の体勢を崩し自分が技を掛けるのに最も適した瞬間を、練習によって鍛練して身に付け、日々の練習によって身体を強健にし、精神の修養に努めて人格の完成を図り、心身の力を最も有効に使用する「精力善用」が全ての基本になっています。要するに「技」、「力」を「精神」、「心」でコントロールすることを学ぶのです。

更に、これを実生活に活かすことによって、社会の進歩と発展に貢献する「自他共栄」こそが、柔道の究極の目的であるとしています。柔術ではなく柔道である意味はここで示されているといえるでしょう。

そして、我われの「柔道整復」は、始めは激しい稽古によって怪我をした者に対し、体の機能を元に戻す「活法」の部分に特化し、師範格以上の奥義として発展してきたものです。そこには柔道から派生し、共に「利他」と「礼節」という概念が中心軸にあり、それぞれの道場で一子相伝の秘伝として伝えられてきました。

しかし、伝統奥義の伝達のために心身の厳しい修行が行われてきた時代から、学校教育の場で活法の理論と実技として柔道整復が伝えられる現在、実際に体の動きを介して学ぶ心身鍛練の場が消え去ろうとしています。そうした現状を踏まえ、もう一度「精力善用」「自他共栄」を軸とする「柔道」を通じて、施術で示される整復固定の実技とは別に、「心で治す」真の医療人を育てたいと思っています。

そして、社会貢献の必要性と現代での「公益」に通じる「利他の精神」と、道を究める姿勢を支える「礼節」とを学ぶ必要があり、そうした原点回帰から柔道整復師としての人間形成とモラル形成に役立て、秩序ある業界の再構築を目指したいと考えています。

制度改革や教育改革においては、政府に対しても自ら直接大きな改革案を示してフラッグを振る作業も進めていますが、同時に地味でもコツコツと現場から少しずつ変えていくことも重要なことです。それ自体では、直接大きな収穫が得られないように見えても、確実に、そして業界自体、個々の資格者についての資質向上として、やがて業界全体に影響が広く伝達して、将来的には大きな実りを創り出せるような改革を進めていくことが、いま柔整業界には何よりも必要ではないかと思います。誰もが目に見

える結果ばかりを欲しがるときこそ、見えないところで地道な対応をしっかりとしていく。それこそが日整が業界を代表する組織として進めるべき役割だとも考えています。

■カリキュラム等改善について

森川部長：柔道整復師学校養成施設の教育内容の質的向上と平準化を図るために厚生労働省において「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」が開催されております。これも関心が高まっており、適用時期を含めて具体的なお話を萩原副会長からお願いいたします。

◆平成30年４月の入学生から適用

萩原副会長：この度の厚生労働省における医道審議会での柔道整復師分科会の中で、平成12年以降は柔道整復師学校養成施設指定規則の大きな改正が行われていなかったこと、また平成27年11月に発生した反社会的勢力に利用され柔道整復施術療養費の不正受給・詐欺容疑で逮捕されたり、近年全国各地で療養費取り扱い中止や業務停止などが報道されたりなど、業界を取り巻く環境が悪化してきている現状や、急増した学校養成施設により実務経験なしで開業するものも現れ、柔道整復師の飽和状態化よる供給過剰となってきたことによる質の低下などが指摘されてきました。

そこで、国民に対して先駆者たちが築いてきた柔道整復師に対する信頼回復と資質の向上を目的に、養成施設に対するカリキュラムの変更（改善）、卒前臨床実習の見直しなどについての検討がなされました。

見直しされた内容は、総単位数は現行85単位から99単位以上へ、履修時間数も1,530時間から最低2,750時間以上とし、それぞれの単位・時間数の設定。更に、臨床実習施設を養成施設附属臨床実習施設以外にも拡大すると同時に、臨床実習を行う施設の要件や専任教員の見直し、教授範囲の見直しなど、検討を５回にわたり議論がされ、ようやくその方向が

萩原 正和 副会長

示されました。

この内容に沿った制度は、平成30年４月入学生から適用されることとなりますので、各養成施設校では急ピッチでその準備が進められるものと思われます。

これらの改革によって、今後の業務に対する信頼回復と資質の向上が期待できるものと思っております。

■学位授与機構について

森川部長：教育改革に関連したことを松岡副会長にお尋ねします。大学以外で学位を授与する唯一の機関として、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、機構）があります。日整の功績により長年の懸案であった機構の学位専攻分野の28番目に柔道整復学が新設され、平成26年４月から学士（柔道整復学）の申請を受け付けていますが、修士や博士も目指せるのでしょうか。そのシステムを簡潔にご説明していただけますか。

◆医療専門職の高学歴化へ

松岡副会長：現在、日本には自称、他称、公認、非公認を問わず700を超える専門領域が存在するといわれています。平成25年３月末の段階で、その700の中で社会的評価が得られ、更に国際的な批判に耐え、独立した「学問」と位置付けられ機構が承認す

る領域はわずか27分野63専攻区分に限られていました。

医療関連分野では薬剤師の専門領域である「薬科学」、看護師の「看護学」、PT・OT・診療放射線技師等の「保健衛生学」、鍼灸師の「鍼灸学」、歯科技工士・衛生士の「口腔保健学」が認定されていました。

機構公認の学位区分は、我が国が認めた「学問」領域であり理論体系、専門領域、教育体制、国民の認知度等々さまざまな側面から評価し、判断されています。厳しい審査の中、さまざまな評価に耐え、平成26年４月から「柔道整復学」が公認されることとなりました。

機構での学位記取得は４年制大学卒業の学士と同等の社会的評価、国際評価が得られると法律に明記してあります。柔道整復師免許と柔道整復学士は所轄官庁が厚労省と文科省と異なり単純比較はできませんが、医療専門職の世界では、従来までの２～３年制の専門学校で取得可能な資格が４年制の専門学校、大学、大学院へと主幹教育の場は推移しており高学歴化の波は避けられない状況となっています。

医療専門職の高学歴化は国民の質の高い医療を求める要求に呼応する業界からの必然性の結果といえますし、この「学」を根拠に自分たちに有利な方向へ進む原動力にもなり得ます。

少し長くなりますが一例を挙げますと、従来は、医師の診療のお手伝いであった看護婦、看護士が学制を変更し看護学学士、看護学修士、看護学博士取得者を増やす施策を積極的に行ってきました。学位を取得した看護師が看護業界発展のために戦略的に活動しており、医師不足や高齢社会の不安といった国民の要求を背景に必然性としての診療看護師制度や看護診断学の確立、認定看護師制度などを提唱し専門領域の拡大と評価の向上を達成しています。

私たち柔道整復業界も柔道整復博士、修士、学士等を多く輩出し学問的基盤を強固なものとして、柔道整復学を根拠として医療界や行政当局、保険者と折衝することが将来の柔道整復業界発展のためには必要と考えています。

ご質問にある修士や博士も目指せるのでしょうかとの問いですが、学位授与機構の認定する修士、博士の学位記には残念ながら柔道整復学は含まれていないため同機構での柔道整復学修士・博士の取得は不可能ですが、専門学校で柔道整復師の免許を取得された方は、通信教育等により所定の単位を取得後、申請されると同機構認定の柔道整復学学士の称号が得られ、その後、柔道整復学修士・博士課程、あるいは医学系大学院への進学も可能となり修士・博士の学位記を取得することも可能となります。会員の先生方で、大学院にて学びたい希望者がいればお気軽に学術部までお問い合わせください。

松岡 保 副会長

■学士への申請手続きは

森川部長：これまでに機構から柔道整復学士を授与された人は何名ぐらいいるのでしょうか。内、日整会員は何名ぐらいでしょうか。地域医療等社会的ニーズに対応して、これからの柔道整復師は積極的に学士の取得を目指していただきたいと思いますが、申請するときは日整の学術部に相談してもよろしいでしょうか。具体的にご教示いただければと思います。

◆日整学術部へ相談ください

松岡副会長：同機構が公表している最新の資料は平成26年度までですが、一年間で３名の柔道整復師が学位記を授与されています。新設後一年間で、余り

周知されていない状況でしたのでわずか３名でしたが、昨年度、今年は増えていると聞いております。学位記授与の氏名は個人情報保護の観点から教えていただくことはできなかったので、残念ながら日整会員の有無は把握できておりません。学術部へのご相談ですが、お気軽にお尋ねください。担当者よりお答えいたします。

■日整独自のスポーツケア名称を

森川部長：豊嶋総務部長に柔道整復師の社会貢献についてお伺いします。全国でマラソン大会などの開催が増えてきた昨今、日整と連携協定している都道府県社団柔道整復師会（以下、都道府県社団）で職能を活かし選手のサポートが活発に行われています。全国で社団の名称を統一し組織力を高めたように、日整で全国統一したスポーツケアの名称を付けて活動すれば、組織力が高まり選手も安心してケアが受けられるように思われますが、いかがでしょうか。

◆オリ・パラ等への参入が先

豊嶋総務部長：会員の皆様には、日頃から日整の諸事業にご協力を賜り、心より感謝いたします。会員皆様のご支援とご理解があったからこそ、工藤執行部となって２期目にこの度の大改革を履行することができました。先にこのことを順に申し上げます。

１．実現した事項

○名称の統一

日整傘下の全ての社団が、柔道整復師会に統一しました。

○公益法人への移行

43都道府県の社団が公益に移行済。残り４県のうち２県も近々に移行する予定です。

○政治力の強化

全国都道府県推薦議員会を発足しました。（現在359名の議員）

○柔整療養費マイナス改定の打破

基本はプラス0.28パーセント。骨折・脱臼の技術評価はプラス28パーセントを実現し、労災保険および自賠責保険の改定へも好影響があります。

○帰一精錬賞の新設

柔道の指導を通して青少年・少女の健全育成をすることにより地域に貢献し、その功績が顕著であると認められる等の会員に対し、当会の最高栄誉賞である帰一賞において表彰できるように関係規程を改正しました。

○災害対応の新たな仕組み

災害対策の基本理念および基本方針、また災害対策積立金規程を策定し、新たに、DJAT（Disaster Judo therapist Assistance Team）「災害派遣柔道整復チーム」の救護活動等に対する経済的援助等ができる仕組みを確立しました。

２．今後の展開

○三者協定の見直し

実務経験３年を要件とする施術管理者資格の設定、公的審査会の権限強化です。

○教育機関の設置準備

骨折・脱臼に的確に対応できる施術者を育てることで受領委任払い廃止論を唱える保険者等に対峙するため、教育機関（NPO法人）の設置に向けて準備中です。

○調査会社に対する徹底した対応

世界に冠たる皆保険制度でありながら、保険者から業者への丸投げ委託による患者照会が原因で受療抑制を起こしている現状に加え、個人情報の流失が懸念されていることに対し、公的審査会の権限強化により、患者照会の陳腐化を図るほか、悪質な保険者や調査会社には、司法と行政を巻き込んで毅然とした対応で臨みます。

○専門学校等の改革

新たなカリキュラムの追加等により平成30年から99単位に引き上げ、最低履修時間を2,750時間として学生の質を向上させる。そこで質問の本題ですが、ご存じのように2019年にラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピック（以下、オリ・パラ）が開催されます。また当会会長が、オリ・パラ組織委員会の顧問会

議に顧問として参画しています。

スポーツを通して当会の知名度を上げるための今後の活動は、これまで都道府県におきまして会員の皆様が、選手の救護活動などに尽力されてきた実績に加え、ワールドカップとオリ・パラへの参入が、当会の公益活動を国内外にアピールできる最高のチャンスと捉えるべきだと思います。我われが、WHOに認められたスキルにおいては当然ですが、これらのイベントにきちんと参入することは、今後の私たちの方向性が示されることにも繋がると思います。

現在、どのようなイベントへの参入が可能か、関係各位とも話を進めているところですが、大きなイベントの実績としては、東京都柔道整復師会が中心となり救護活動した東京マラソンや当会国際部によるグランドスラム東京への救護トレーナー派遣、また４年に一度開催される世界スカウトジャンボリーへの講師派遣等が手始めといったところです。

日整で全国統一したスポーツケアの名称につきましては前向きに検討してまいります。当会は、「柔道整復師のための外国人対応ハンドブック(英語版)」も作制していますので、ぜひ、お役に立てていただければと思います。いずれ会員の先生を中心に、ご協力を賜らなければなりませんので、よろしくお願いします。

■地域包括ケアシステムへの参画

森川部長：柔道整復師が高齢社会の担い手として、これから地域包括ケアシステムへの参画を含めて、都道府県社団に期待していることをお聞かせください。

◆積極的にアプローチを

豊嶋総務部長：分かりました。現在、日々安心して生活できる開業柔道整復師は、ほんの一握りではないかと思います。それは、国の施策の中、医療費適正化の名の下に、業者への丸投げ委託による患者照会が原因の受療抑制、同業者の急増によるパイの取り合い、そして介護施設への流動、人口減少等、多くの要因が考えられますが、この傾向は、今後もしばらく続くと思います。また他の国では経験したことのない少子高齢社会が目前です。やがて、介護難民が急増することが、統計学的にも示されています。

豊嶋 良一 総務部長

一方、昨年11月の未来投資会議では、要介護度を改善させた事業所に奨励金を与えるなどのインセンティブの仕組みを検討することが決まっています。

当会では、介護分野や地域包括ケアシステムへの参入を進めていますが、これは自治体や地元医師会との折衝が参入のカギとなっていますので、各県関係者は、会員の職域拡大のために積極的にアプローチしてほしいと思います。

我われは、きちんとした手続きやエビデンスの下、将来の職域拡大に結び付くようにしなければなりませんが、それには、今、どう行動するかが大事です。

世界の中で、課題先進国(※1)といわれた日本、アメリカをはじめ、ヨーロッパ、アジアでも、政治・経済が流動的かつ不明瞭で、先が読めなくなってきていますが、WHOで認められたこの日本伝統医療をぶれないで継続することが、国民や先達に対する我われの責務だと思います。

※1　環境問題や少子化、高齢化、地域の過疎化、社会保障の問題、エネルギー供給問題などといった、他の国がまだ直面していないレベルの問題をいくつも持っている国。

■開設者を柔道整復師に限定を

森川部長：「受領委任の取扱規程」には、施術所の開設者が柔道整復師でない場合または開設者である柔道整復師が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する柔道整復師の中から開設者が選任した者を施術管理者にすること、と記されています。このように誰でも開設者になれる規程になっており、不祥事が起きやすい要因の一つなっているように思われます。開設者は柔道整復師でなければならない、ということに改正してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

◆開設者の規定変更よりも施術管理者の要件強化へ

三橋保険部長：確かに「開設者」については、ご指摘のとおり、現在は「柔道整復師」に限定されていません。これは医科でも同様で、病院等の開設者は医師の資格を持たない経営者でも許されています。しかし、医師でない者が医療施設の開設者として許されるのは、自治体の首長が区市町村立病院の開設者になる等の特殊な場合などを除けば、結構厳しいようです。とはいえ、一度、規制緩和されて許されてしまった部分を再規制するのも、また難しいでしょう。その上、医科で許されているものを柔整だけ昔に戻すというのは更に難しいことだと思います。

医科と柔整では、その仕組み自体が根底から異なるにもかかわらず、こうしたところだけ「右へ倣(なら)え」とするのは如何(いかが)なものかと思いますが、現実にはこうした矛盾がまだまだ解決できずに放置されてしまっています。

柔整の場合、確かに以前は不正が行われた際の罰則が開設者にまで及ばずに、施術所を他の資格者にすり替えて経営するという抜け道がありました。それを払拭するために数年前の改定の際に、開設者も同様に処罰されるように改正され、少しは改善されたともいえます。しかし、何軒もの施術所をチェーン展開するオーナー開設者にとっては、一店舗だけが施術できなくなっても痛くも痒(かゆ)くもないといった状況なのです。これでは、昔のように施術所の開設者を柔道整復師に限定させたとしても意味がありません。一人の開設者が同時に複数の施術所を開設できなくするか、または不正が確定した際には、同一開設者が持つ複数の施術所全てに同じ懲罰を適用させることが望ましいのだと思います。しかし、それにはまだ時間が必要です。

そこで今回は、保険請求に直接関わる施術管理者について改善策を試みました。

「施術管理者」というのは、本来、同じ施術所に勤務する他の柔道整復師を指導・管理する立場となるだけでなく、柔整療養費の受領委任払い制度を使用して保険請求業務を行う施術所の代表・責任者ともいうべき存在です。

しかし、現状では「施術管理者」が新卒の未経験者で、国家資格を得るまでに保険請求業務の実務経験が全くないだけでなく、実際の施術業務の経験もほとんどないような場合でも、ただ登録手続きをするのみで保険請求ができてしまうのが現状です。この仕組みは明らかにおかしいのですが、資格を取得して開業をすれば、患者である多くの地域住民の利便性を考慮して受領委任の利用が認められることになるわけです。その流れで、未経験の新卒者でも登録手続きだけで施術管理者になれるという構図ができてしまっているわけです。

こうした柔整業界の盲点・弱点ともいうべき部分に目をつけ、新卒者の資格だけを利用して不正を働く、資格を持たない開設者が激増し、柔整業界に泥を塗っている現実が見えています。もちろん、施術管理者となった柔道整復師自身が不正を働いている場合もあります。それが、平成27年の年末に発覚した反社会的勢力による不祥事だったわけです。

そこで今回、検討専門委員会では、未経験の資格者が悪用されてしまうことのないように「実務経験３年間」というハードルをはじめて設置する方向で「施術管理者の要件強化」を進めてきたわけです。

具体的には、研修期間として３年間以上の実務経験を有していない段階で新規開業をしようとする柔道整復師が施術管理者になろうとした場合には、今後は「実務経験３年間」を経なければ「施術管理者」

にはなれないということです。

とはいっても、もちろん開業はできますし、施術もできます。我われ柔道整復師の国家資格には「開業」する権利がありますから、資格取得直後で実務経験がまったくない者でも開業はできるのです。ここを締めようとすれば、柔道整復師の独立開業権自体に響きます。それでは国家資格そのものの根幹に関わる問題にもなってしまいます。

条件を満たさなければできなくなるのは「受領委任による保険請求」の部分だけです。登録すれば良いというような、100か0かといった現在の大雑把な仕組みに、もう少し実情に即した段階を創ろうというわけです。

では、既に開業している施術管理者についてはどうか、ということになりますが、既に開業したけれども、開業後まだ3年間を経ていない施術管理者であっても、現時点で既に受領委任が使えていますので、後になってから遡及（そきゅう）してそれを取り上げるようなことはできません。

そこで、将来的な「更新制」をも視野に入れて、今後、既開業の施術管理者についても「研修・講習の受講を条件」としていくことで、新規開業と既に開業している双方の施術管理者に対して、公平に「倫理観の涵養」・「柔整療養費の支給対象」についての研修を徹底させていく方向性で、現在調整段階に入っています。

工藤会長も仰っておられたとおり、「実務経験3年間」と「研修・講習」を行うことに自体にはどこからも反対意見は出されておりません。そうした検討専門委員会の意見を踏まえ、「実務経験3年間」だけでも前倒しで平成29年度内に実施するよう、現在も強く要望をしています。詳細については、本年3月までの間に詰めていくことになりますので、更に粘り強く要望を出し続けたいと思っています。

■審査会の在り方について

森川部長：柔道整復療養費審査会（以下、公的審査会）の審査基準と権限強化の全国統一に向けた具体的な案についてお話いただければと存じます。

◆患者・施術所調査等の権限強化

三橋保険部長：現在、全国の公的審査会・柔整審査会には明確な全国共通の基準を定めた「規定書」というのはありませんが、おおよそ各都道府県の公的審査会では、記入漏れや誤記を中心とした点検業務に加え、それぞれ申請内容についての正当性を見るために、同一施術所・施術管理者ごとの傾向審査が行われています。

しかし、地域等によって審査の基準が微妙に異なるという曖昧さをなくすためにも、今後はまず「統一審査基準の作成」を急がねばならないと思います。そのため、厚労省は既に各都道府県の公的審査会に審査方法等についての調査を行って取りまとめを進めています。それらを集約することで最大公約数的な審査手法が明確になり、とりあえずの叩き台を作成することができると思います。そこへ各方面からの意見等を交えて審査方法を詰めていく必要があると思います。

更に、実際に審査会で「疑義案件」を発見した際に、問題点が明確にできない場合には、審査会が直接患者ならびに施術所の開設者・施術管理者・勤務柔整師から意見を聴取できるような権限を付与する「公的審査会の権限強化」が検討されています。こうした動きは、適正化の中では必要不可欠な問題でもあり、早急に実施する方向で進められています。

そして、実現した以降であっても、全国の公的審査会が実際に対応したさまざまな事例を集約して、再度、検討専門委員会へフィードバックすることで、より精度の高い審査基準をつくり上げることが可能になると思います。

◆亜急性について

三橋保険部長：また、一部の有識者委員から執拗に繰り返されている「亜急性」についても、検討専門委員会の場で柔整業界側からは繰り返し説明を述べているのですが、この部分については既に明確な政府答弁書も出ていますし、それ以上の「言葉の定義」を検討専門委員会で話し合う必要はないと考えてい

三橋 裕之 保険部長

ます。

つまり、医科の医学用語としての「亜急性期」と柔整用語としての「亜急性」の相違を、医療として解決するのか、柔整の問題として解決するのかということだと理解しています。

たとえば、医科の「初診」と柔整の「初検」、医科の「往診」と柔整の「往療」、医科の「診療」と柔整の「施術」というような用語の相違がありますが、こうしたことと同等のことで、「柔整は医療とは異なる」と決めつけた上での「柔整用語」に対し、医師の代表の一人が「医療用語にはない」と言って、それを医師向けの用語と解釈して明記すべきだといった主張自体が全くのナンセンスだと思います。そうした文学や法学的な解釈問題等にこれ以上の時間を費やすことなく、もっと本質的なところを有意義に議論すべきです。

つまり、一番重要なのは「いつ・どこで・何をして・どこを傷めた」のか、という外傷であることがハッキリしているかどうかだと思っています。

委員会ではさまざまな立場の委員が、それぞれの背景を背負って意見を出し合うものではありますが、それぞれが自分に理解できるように作り直せといった一方的な主張だけを繰り返す状況では、いつまで経っても解決には到達しないでしょう。

本来、柔整の問題を話し合う場で、その議論の中心に存在すべき「柔道整復師」だけでなく、「患者さん・地域住民の立場」を放置したままの垂れ流し的な発言はもうやめて、制度を改正するための丁寧な議論を進めたいと思います。

■支払い基金について

森川部長：昨年３月の全国会長会の保険部報告として、日整の長年の懸案事項である「支払基金」設立について、三橋保険部長からお話をいただきました。

今後、柔道整復療養費の支払いが既存の「支払基金」の中でできるようになると仰られていたように記憶しておりますが、詳しくお聞かせください。

◆まずは公的審査会の権限強化

三橋保険部長：「支払基金」の正式名称は「社会保険診療報酬支払基金」といいますが、そこで扱われるものは「診療報酬」と名称にあるとおり「医療に限定する」という規定がありますので、我われの「柔道整復療養費」はその中には含まれてはいませんでした。更に、その背景には「支払基金法」といった法律が存在していることから、柔整療養費を支払基金で扱うという夢の実現には法改正等が必要と考えられ、かなり高いハードルが我われの前を塞いでいたわけです。

では、なぜ我われが「支払基金」に着目してきたのかといえば、前の質問にありましたように、現在の柔整療養費の審査については、せっかく公的審査会である柔整審査会が審査をする立場にあっても、そこは保険者自身ではないということから、実際にはその権限が弱いのです。審査をして疑義のある請求を探し出したとしても、それに対して、直接、疑義のある施術所の施術管理者、開設者、勤務柔道整復師等から意見を聴取するなどの調査・確認といった作業ができない状況にあります。そのため、なかなか不正を確定することも払拭することもできないというジレンマがあるのです。そこがまず前提にあります。

そして、そのことを理由に保険者、特に健保組合等は、公的審査会（柔整審査会）への審査委託を行わず、保険者自身が独自審査を行うか、業者に委託

した二次点検やそれに伴う支払遅延といった余計な負担を、結局のところ正しく請求を行っている全ての柔道整復師にまで強いる状態が続いているわけです。業者の二次点検は、不正を見つけるのではなく、調査することによる受診抑制のほうが意味が大きく、業界としては大きな問題となっていたのです。

ところが、平成28年２月４日付の『**官報**』に保険者から支払基金等への事務の委託に関する事項が規定されている「省令の改正」が掲載され、その後の局長通知には、更に詳しく『保険者は、社会保険診療報酬支払基金に対して、保険給付のうち、**療養費**、出産育児一時金等の支給に関する事務を委託することができること。（健保則第159条の７関係）』と、「療養費」にも「支払基金」の利用が認められたことが示されたのです。

そして、このことは柔整療養費も医科と同様の仕組みで「審査」と「支払」までがされる可能性を意味しています。もちろん、省令が改正されたからといって、すぐに実現するということではありませんが、その道が拓けたことは間違いありません。

つまり、このまま支払基金の利用が可能になれば、我われ柔道整復師も支払基金に申請書を提出して審査を受けて、支払いを受けられるということになります。それは取りも直さず“保険者による二次点検”がなくなることを意味しています。何しろ保険者自身が支払基金に審査と支払の委託をするわけですから、保険者自身にとっては、二度手間の調査を行う必要はなくなりますし、二重の費用を掛ける無駄が省けることにもなるわけです。

我われにとっては、請求が正しいものであれば、円滑な審査体制によって支払いまでの期間が短縮されるというメリットも生まれると思います。そして、更に支払基金の利用が可能になった場合、柔整業界にとっての最大の変化というかメリットは、個人契約者のほとんどが、事務手数料を支払ってまで請求業務に利用している「請求代行業者」の事務処理作業自体が成立しなくなっていく可能性が高いということです。

とはいえ、そうした仕組みを完成させるには、支払基金における審査・調査の裏付けとなる「統一審査基準」を作成することが大前提となります。そして、今それを検討専門委員会が主導して「柔整審査会」で先行して完成させようとしているということです。

「支払基金」において療養費を扱うことが可能になったとはいえ、「支払基金」自体には柔整療養費を審査対象として扱うノウハウはまったくありません。つまり、これから創り上げる必要があるのです。その審査基準が支払基金の巨大なコンピュータ等の機械任せ・プログラム任せの形式的な審査に終わるようでは、柔整審査会のような傾向審査も叶わず、現状と何も変わらないことになってしまいます。将来的には、「支払基金」における審査を活用するところまでをしっかりと考慮した上で、統一の審査基準を創り、その先を考えなければいけません。

そして、いま検討専門委員会では、現在の「公的審査会の審査方法」に着目し、厚労省も見学等を始めています。それは、保険者が通常に行っている「申請書を一枚ごとに穴が開くほど見廻す」という審査方法では決して発見することができない“少日通院”や“少部位”であっても「不正なもの」、逆に“通院回数”や“部位数”が多くても「適正なもの」を、同じ施術所・同一の施術管理者による同月の申請書を一斉に見比べる「傾向審査」によって炙（あぶ）り出すという手法です。１枚残らず全ての申請書の隅々までを見ることが重要なのではなく、不正か否かを嗅ぎ分ける必要があるのです。あらかじめ機械的に設定した項目にかかったものを全て再調査しても、真実には近づけないだろうと思います。

今後、公的審査会と支払基金がどのような関わり合い方をしていくのかについては、まだ明確な落とし処は見えていませんが、まずは平成29年度内の実施が決まっている「公的審査会の権限強化」を確実に実行へと移し、成果をしっかりと可視化することが重要だと思います。

■電子請求について

支払基金の審査に伴い、申請書の電子化という話しが浮上していますが。

◆電子請求

三橋保険部長：はい、「支払基金」による審査には「電子請求」が必須条件となります。そこでは、受領委任の“署名”が第一関門となるのは間違いありません。

請求データが電子化されるメリットと引き替えに署名問題が解決できるのかも不明ですし、「署名」というステップをなくせないとしても、タブレットを用いることで署名自体を電子化することで保険者の理解が得られる可能性もあります。

それでも、紙ベースの書類もどこかに保存する必要があるのか否か、データの送信方法、セキュリティ問題、全国一斉に開始できるのか等、更には、全ての施術所でタブレットを使うことになれば、その設置費用を誰が負担するのか等、解決しなければならない問題はまだ山積しています。

いずれにしても、日本全国の公的審査会（柔整審査会）の「統一審査基準の作成」、「審査・調査等の権限強化」を一刻も早く実現させ、その成果や実績を伴わせることができなければ、ここから先は簡単には進まない話です。今後も根気よく交渉を進めてまいりたいと考えています。

—インタビューを終えて—

森川部長：

先生方には、新年度から順次実施される業界の制度改革として「公的審査会の権限強化や施術管理者の要件の見直し」、そして教育改革として「柔整学校のカリキュラム等の養成施設指定規則等改正」や「大学評価学位授与機構による学位認定」、「地域包括ケアシステム等」について長時間にわたってお話をいただきました。

今年は、国民や行政・保険者への失われた信頼を取り戻すべく多くの改革がスタートするようですが、

森川 伸治 広報部長

その実現には、新卒後臨床研修制度、教育改革の早期開始と、名称統一をはじめ業界の公益団体である日整と傘下の都道府県社団「“柔道整復師”会」への信頼と認知度向上を目的とした啓蒙活動の継続が不可欠です。後に全国社団会員の信頼にも繋がることでしょう。また、救護活動や柔道等のスポーツを通じて出会った、一人でも多くの子供たちから、学びたい、と憧れてもらえる柔道整復師、「柔道整復“学”」が構築されれば、柔道整復という職種への認知度は自然に高くなります。そのためには、学士、修士、更には柔道整復学博士を輩出できるような国内外の大学における研究の継続と、更なる整備が、今後の地域包括ケアシステム等における地位と業務の獲得にも繋がると考えています。

このように、業界に山積する課題に取り組むべく、全国会員の皆様方も日整と共に団結していただき、改革の実現に向けての取り組みにご理解を賜れば幸いです。日整工藤会長はじめ、インタビューに応じていただきました先生方には大変お忙しい中、誠にありがとうございました。